

東陽支所だより

発行: 八代市東陽支所 編集: 東陽支所地域振興課 (Tel.65-2111) 発行日: 令和5年10月1日

《東陽町の人の動き》

【世帯数】	816世帯
【人口】	男 900人
	女 950人
	合計 1,850人

(令和5年8月31日現在)



まちの話題

太陽保育園

〜親子で食育!〜



8月26日(土)、太陽保育園の菊組の親子5組が東陽町のヘルスマイトさん3人の力を借りて、昼食を作りました。この日のメニューは、おからといわしのフォンデュハンバーグ、おにぎり3兄弟、スープの3品で、参加した子供たちは、食育と書かれた黄色の三角巾を頭に付けて、ハンバーグの下処理で玉ねぎのみじん切りやニンジンの型抜きを慣れない包丁を使い頑張りました。

また、炊きあがったご飯にシヤケ、ブロッコリー、コンブをそれぞれ混ぜて、ラップでくるみ、小さい手でまるめて3色のおにぎりを作りました。みんなで力を合わせて作った昼食は、残さず美味しくいただきました。



いざという時の備えが大事!

〜林野火災を想定した中継訓練〜

9月10日(日)、館原地区の農道湯の谷線で八代市消防団東陽方面隊の「林野火災を想定した中継訓練」が実施されました。当日は、約60名の消防団員が出動し、小

型ポンプ5台とホース26本を連結させ、小浦川から取水した水を約500m先の農道先の火点を目掛けて放水しました。取水地点から放水地点まではかなりの高低差があるため、ポンプ操作の高い技術力が必要となります。水本隊長の指示のもと、団員たちはトランシーバーを活用しながら、指揮



本部や各分団で的確に情報伝達を行い、林野火災の実践的な訓練を行いました。今後も、ポンプ操作などの技術力の向上と各分団の連携を強化し、いざという時に備えた消防活動に努めていきます。

交通事故ゼロへ!

〜秋の全国交通安全運動



9月21日(木)から30日(土)までの秋の全国交通安全全運動週間に合わせ、小中学校の通学路で街頭指導が実施されました。日頃から交通ルールを守り、交通事故ゼロを目指しましょう。



また、9月22日(金)、押方石油東側空地で街頭キャンペーンを行う予定でしたが、天候不順のため中止し、東陽駐在所のパトカーと東陽支所の青パトで東陽校区を巡回し、交通安全を訴えました。



河俣保育園

〜ラッピングバスがお目見え〜



8月25日(金)、河俣保育園で送迎用のラッピングバスの贈呈式がありました。式典後、園児たちは、かわるがわるにバスに乗り込んではいりました。これからは、送迎だけでなく園外保育等にも幅広く活用されることと思えます。

■第49回東陽しょうが祭開催のお知らせ



【日時】10月22日（日）

午前8時30分（販売開始）～14時30分終了

【場所】石橋公園芝生広場・道の駅東陽

【主なイベント】

○ショウガ、農林水産物の販売会

○品評会表彰式・入賞者ショウガ展示

○セグウェイ・キックボード乗車体験

○ヤマメのつかみ取り

※小学生以下先着100名 9:30 スタート

○縁日コーナー（射的、輪投げ）

○高校生ブース、日本遺産中学生ボランティア

○健康測定コーナー

○ステージイベント（雅太鼓・Re:five・炭坑ガールズ【KING】・やうちブラザーズ・ばってん城次肥後にわか・くまモン ほか）

○ガラポン抽選会（はずれくじなし）

※会場でのお買上げ1,000円につきガラポン抽選券1枚を進呈します。

【問合せ先】地域振興課 総務振興係 ☎65-2111



司会 上田アニ



石匠太鼓



秀岳館雅太鼓



ばってん城次



やうちブラザーズ



■「成年後見人制度セミナー&個別相談会」のお知らせ

「今後、後見人制度を利用するかもしれないけど制度がよく分からない」「後見人になったらどんなことをするの?」。後見人制度や後見人への就任から終了までの一連の流れ、悩ましい問題への対処について、実際に後見人業務を行っている司法書士が開設を行います。参加費は無料です。講座終了後には、個別無料相談会も開催致します。

日 時：令和5年10月28日（土）
（受付開始12時30分）

- ・第1部 成年後見制度の基礎
- ・第2部 知っておきたい成年後見制度～事例を交えて～
13時00分から15時00分まで
- ・個別無料相談会
15時15分から16時00分まで

会 場：熊本県司法書士会館

（熊本市中央区大江4丁目4-34）
駐車場台数に限りがございますので、できるだけ公共機関をご利用ください。

定員：50名（先着順）

申込み・問合せ

（公社）成年後見センター・リーガルサポート
熊本支部

熊本市中央区大江4丁目4-34

熊本県司法書士会館内

☎096-364-2889

■市税等の納期について

10月10日（火）納期限のもの

- ◆農業集落排水使用料 9月（8月使用分）
- ◆浄化槽使用料 9月（8月使用分）

10月31日（火）納期限のもの

- ◆市 県 民 税 3期
- ◆国民健康保険税 7期
- ◆介護保険料 7期
- ◆後期高齢者医療保険料 4期
- ◆簡易水道使用料 10月（9月使用分）



※口座振替をご利用の方は、事前に口座の残高をお確かめください。

※納付が遅れる場合は、必ず地域振興課までご連絡、ご相談ください。

【問合せ先】 地域振興課市民福祉係

☎65-2113